



「情報・コミュニケーション法（仮称）」の早期制定を求める意見書

誰もが情報にアクセスし、コミュニケーションが自由にとれることは社会生活に不可欠である。しかし、障がい者や難病など様々な理由でそれらが困難な方々に対しては、適切な福祉施策や人的支援等により社会全体をバリアフリー化し、情報へのアクセスやコミュニケーションの自由を保障するための配慮や手段を義務化し、実行することが必要である。

去る1月20日、政府は「障害者の権利に関する条約」を批准したが、同条約には、障がい者が自ら選択し、自ら決定することが基本理念として謳われており、情報へのアクセスや自由なコミュニケーションに困難を抱える方々に対し、それらを保障する環境整備が望まれている。

よって、国及び政府に対し、次の事項について、早急に必要な措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 「障害者基本法」に手話が「言語」として定義されていることなどを踏まえ、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の障がい者に関する法律において、「言語」、「コミュニケーション」、「情報」の定義、権利規定を明記し、情報・コミュニケーションにバリアを持つ社会構成員の基本的人権としてあらゆる場面で情報・コミュニケーションを保障するための法整備を行うこと。
- 2 法整備にあたり、情報・コミュニケーション施策の基本となる「情報・コミュニケーション法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月23日

北海道仁木町議会議長 山下 敏 二

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣